

標題

消防員装具関連装置に関する追加要件の現存船への適用について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0990
発行日 2014 年 6 月 24 日

各位

2012 年 11 月に開催された IMO の第 91 回海上安全委員会(MSC91)において、決議 MSC.338(91) 及び MSC.339(91)が採択され、新たに消防員装具関連装置に関する要件が SOLAS 条約 II-2 章及び火災安全設備のための国際コード(FSS コード)に追加されました。本決議により定められた追加要件の現存船への適用につきましては、次の通りとなりますのでお知らせ致します。

なお、現存船とは 2014 年 7 月 1 日より前に起工された船舶をいいます。(2014 年 7 月 1 日以降に起工する新造船につきましては、完工時に下記の要件に適合することが要求されております。)

1. 消防員用呼吸具の再充填装置及び予備シリンダについて(SOLAS 条約 II-2 章第 15 規則)
訓練に使用される呼吸具のシリンダを再充填する装置又は使用されたシリンダを交換するための適切な数の予備シリンダを船上に備える必要があります。

適用:現存船は 2014 年 7 月 1 日までに搭載すること。

(2014 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査時に弊会検査員が確認を行います。)

2. 消防員の通信手段について(SOLAS 条約 II-2 章第 10 規則)
消防員用持運び式無線通信装置を消火班につき少なくとも 2 つ備える必要があり、当該装置は双方向通信を行うことができ、また、耐圧防爆形もしくは本質安全防爆形のものとする必要があります。

適用:現存船は 2018 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査までに搭載すること。

(当該検査時に弊会検査員が確認を行います。)

3. 消防員装具の自蔵式圧縮呼吸具について(SOLAS 条約 II-2 章第 1 及び第 10 規則、FSS コード 3 章)
自蔵式圧縮呼吸具は、シリンダ内の空気の量が 200l 以下に低下する前に使用者に対して警告を発する可聴警報及び可視装置、もしくはその他の装置が備えられている必要があります。

適用:現存船は 2019 年 7 月 1 日までに適合すること。

(2019 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査時に弊会検査員が確認を行います。)

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会（ClassNK）

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

